4．運営費交付金又は政府交付金で財源措置されるため計上しない退職給付引当金の見積額は、924,073,995円であります。
5．当期の運営費交付金又は政府交付金で財源措置されない賞与の見積額は、62,269,009円であります。
6．減損会計関係
当該事業年度における減損の兆候については以下のとおりです。
電話加入権

用　途	種　類	場　所	回線数	帳　簿　価　額
通信設備	電話加入権	本部（神奈川県川崎市）	49	637,000円 （１回線当たり13,000円）

電話加入権の売買市場価格が著しく下落したため、減損の兆候が認められましたが、回収可能サービス価額（ＮＴＴの公定価格　一般回線及びＩＮＳネット64回線36,000円、ＩＮＳネット1500回線51,000円）が帳簿価額を上回っているため、減損は認識されませんでした。
〔キャッシュ・フロー計算書に関する事項〕
1．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	9,535,752,122円
定期預金	△6,500,000,000円
資金期末残高	3,035,752,122円

〔行政サービス実施コスト計算書に関する事項〕
国等からの出向者に係る退職給付
行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額のうち、国等からの出向職員に係るものの額は、△1,733,000円であります。
〔不要財産に係る国庫納付等〕
1．不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
職員宿舎	土地	神奈川県横浜市戸塚区	89,900,000円 （地積1,036.35㎡）
大阪支部事務所敷金	敷金保証金	大阪府大阪市北区曽根崎新地	9,029,616円
本部事務所敷金	敷金保証金	神奈川県川崎市幸区大宮町	28,338,120円

2．不要財産となった理由

用　途	理　由
職員宿舎	建物の老朽化等により廃止することとした資産であり、今後活用する見込みがなく、将来にわたり業務を確実に実施するうえで必要がなくなったため。
大阪支部事務所敷金	大阪支部事務所閉鎖に伴う同事務所敷金の返還があり、業務を実施する上で必要がなくなったと認められるため。
本部事務所敷金	本部事務所縮減による敷金の返還があり、業務を実施する上で必要がなくなったと認められるため。

3．国庫納付等の方法

用　途	方　法
職員宿舎	現物納付
大阪支部事務所敷金	現金納付
本部事務所敷金	現金納付

4．国庫納付等を行った資産に係る収入額

用　途	金　額
職員宿舎	0円
大阪支部事務所敷金	9,029,616円
本部事務所敷金	28,338,120円

5．国庫納付等にあたり控除した費用の額

用　途	金　額
職員宿舎	0円
大阪支部事務所敷金	0円
本部事務所敷金	0円

6．国庫納付等の額

用　途	金　額
職員宿舎	89,900,000円
大阪支部事務所敷金	9,029,616円
本部事務所敷金	28,338,120円

7．国庫納付等が行われた年月日

用　途	年　月　日
職員宿舎	平成25年９月27日
大阪支部事務所敷金	平成25年12月11日
本部事務所敷金	平成26年２月13日

8．政府出資金減資額及び資本剰余金減少額
⑴　政府出資金減資額

用　途	金　額
職員宿舎	89,900,000円

⑵　資本剰余金減少額

用　途	金　額
大阪支部事務所敷金	9,029,616円
本部事務所敷金	28,338,120円

〔重要な債務負担行為〕
該当事項はありません。
〔重要な後発事象〕
該当事項はありません。